

令和6年度 杉並区立八成小学校 学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。本校は、「いじめは絶対に許されない」という指導を徹底し、いじめを見て見ぬふりをせず、勇気をもって声をあげられる集団づくりを行う。また、いじめを受けた児童や勇気をもっていじめを伝えた児童をしっかりと守体制をつくる。

いじめが複雑・多様化する中で、いじめ問題を迅速かつ的確に解決するためには、学校、保護者、地域、関係機関等が一丸となって取り組んでいくことが大切である。

いじめは、「どの学校でもどの子供にも起こり得る」ものであり、被害者にも加害者にも成り得る問題である。いじめ防止に向けて、未然防止・早期発見・早期対応・組織的対応を基本とし、児童が安心して学校生活を送れることを目指し、ここに八成小学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 未然防止のための取組

- いじめ問題に組織的に対応していくため、「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。対策委員会は校長・副校長・生活指導主任・主幹教諭・養護教諭・教育相談コーディネーター・教育相談担当・担任・学年主任・スクールカウンセラー等で構成する。
- 統一された生活及び授業規律を確立し、全教員の共通理解のもとで生活指導を行うとともに、教育相談委員会を活用し、児童の変化や抱えている困りごとに素早く対応できる体制をつくる。
- いじめを生まない風土づくりとして生活指導と教育相談機能を一体化させ、一人ひとりを大切にし、「皆で考える支持的で創造的な学級及び授業づくり」を目指す。
- 児童の自尊感情、自己肯定感を育み、見て見ぬ振りをしない集団作りといじめを生まない児童心理を育成できるよう、全校規模での取り組み(特別活動のクローバータイム・代表委員会等の委員会活動による暴言や暴力の撲滅運動、その他、よりよい校内生活を目指した活動)を行う。
- 5・6、9・10月の「いのちの教育月間」や年3回のふれあい月間を活用し、児童へ定期的に「命の尊さ」や「人権」について理解を深め、「いじめは絶対に許されない」ことを自覚できるようにする。また、日頃の指導にあわせて、道徳等の授業内容としても取り扱う。
- ふれあい月間では、いじめや学校生活のアンケートにあわせて、担任による全員面接を行い、児童が抱える不安や困りごとを定期的に聴き取りながら、いじめを許さない児童の意識を常に育て、いじめの見える化を図る。また、担任や他の教員といつでも相談できることを周知する。なお、実施したアンケートをもとに児童への指導といじめ対策委員会による把握・対応を行う。

3 早期発見のための取組

- 定期的に生活指導部会と連動した学校いじめ防止対策委員会を開催して気になる児童や気になるグループについて情報を寄せ合い、必要に応じて聞き取りや対策を講じる。また、記録はファイリングして引き継ぐ。なお、いじめの記録については当該児童の卒業・転学・退学後3年間保存するものとする。
- スクールカウンセラーによる巡回で気になる児童や気になるグループについて、対策を講じ、担任や管理職と相談の上、児童との個別面接、グループ面接を行う。
- スクールカウンセラーによる5年生児童の全員面接をはじめ、児童や保護者面談を行い、相談を受け入れる窓口としていく。
- 毎週金曜日に生活指導夕会を実施し、学年ごとの児童の情報交換を行い、いじめの早期発見につなげる。

- ・ 学校だよりや保護者会等で本校の取組を定期的に紹介し、保護者や地域にいじめ防止の取組への理解を得、早期発見の情報をいち早くつかむ。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

- ・ 学校いじめ防止対策委員会を核として生活指導主任を中心に組織的な対応を図る。
- ・ 定期的にいじめアンケートを全児童に対して行い、問題やいじめを受けている児童の把握とその対応を行う。

(2) 被害児童への支援

- ・ 被害にあった児童については最優先で聞き取りを行い、事実を明らかにして対策を講じる。
- ・ 被害にあった児童の保護者への速やかな連絡を行い保護者の理解を得ながら対応と児童の心のケアを行う。
- ・ 心のケアに当たっては担任だけでなく養護教諭や他の教員、スクールカウンセラーも含め、複数で当たり、状況に応じて保健室登校など対応を講じる。
- ・ 継続的に見守りと被害児童、保護者の連携を密にして支援を続け、児童の心身の回復と再発防止に努める。

(3) 加害児童への指導

- ・ 加害児童へは、状況の確認を行った後に迅速に指導を行い、保護者にも連絡の上、学校と加害児童家庭との足並みをそろえて対応を行う。
- ・ 加害児童の加害行為の背景について受け止め、必要に応じて加害児童の心のケアや対応を講じる。また、家庭への適切な支援を行う。
- ・ スクールカウンセラーと連携して加害児童の相談窓口を置く。

5 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

- ・ 学校いじめ防止対策委員会を核として組織的な対応を図りつつ外部の関連機関として教育委員会、子供家庭支援センター、杉並児童相談所、荻窪警察署・民生児童委員等との連携を図る。
- ・ 必要に応じてPTA役員、学校支援本部等にも働きかけ積極的に保護者・地域の協力を求める。
- ・ 地域の人材や関係諸機関を活用した見守り体制を継続的に行う。

(2) 相談体制

- ・ 学校いじめ防止対策委員会において担任だけが抱えない組織体制を築く。また、校内の相談窓口としてスクールカウンセラーや管理職を置く。
- ・ 学校は、必要に応じて済美教育センターや家庭支援センター、SSW、杉並児童相談所、民生児童委員等へ相談を行う。
- ・ 同様に必要に応じて荻窪警察署への相談・通報等の連携も行う。

(3) 研修体制

- ・ 教職員の意識を向上させ、鋭敏な感覚と的確な指導力を培うため、年数回教職員向けの研修を実施する。